就職に有利な資格取得のための訓練資金を貸付します!

…宮城県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業募集概要…

1. 事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親である方に対し職業訓練のための資金を貸付し、その自立の促進を図ることを目的に実施するものです。

2. 貸付の対象者

入学準備金は、高等職業訓練促進給付金※の支給を受け養成機関 に入学した県内 (仙台市を除く。)に住民登録をしている方を対象とします。

就職準備金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し資格を取得した県内(仙台市を除く)に住民登録をしている方を対象とします。

- ※ただし、専門実践教育訓練給付金受給者、保育士修学資金貸付事業(保育士)、介護福祉士等修学資金貸付制度(介護福祉士等)を受ける者は対象外となります。
- ※「高等職業訓練促進給付金」についてのご相談は、県・市の福祉事務所まで・・

3. 貸付額と利子

- (1)貸付額は、入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内です。
- (2) 利子は連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は、年3%の延滞利子を徴収します。

4. 返還の免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、宮城県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事(1週間の所定労働時間が20時間以上とする。)したときなど、一定の条件を満たす場合には、貸付金の返還が免除されます。ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくことになります。

5. 申請の手続き方法

貸付希望者は申請書類を入学後又は就職後、概ね3か月以内に宮城県社会福祉協議会に 提出してください。

〈問い合わせ先〉

貸付事業についての問い合わせ・申請書の提出先は、下記のとおりです。

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目7番4号

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

震災復興・地域福祉部 総合相談課 福祉人材センター

貸付事業担当 10022-399-8844